

大阪市条例第72号

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(手当の種類)	(手当の種類)
第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 [(1)～(3) 略] <u>(4) 災害応急作業等派遣手当</u> <u>(災害応急作業等派遣手当)</u>	第2条 [同左] [(1)～(3) 同左] [新設]
<u>第6条 災害応急作業等派遣手当は、教育職員及び指導主事が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。ただし、人事委員会規則で定める教育職員及び指導主事については、この限りでない。</u>	[新設]
2 前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、1,080円（作業	

又は業務の全部又は一部が午後10時から翌
日の午前5時までの間において行われた場
合にあっては、1,620円）とする。

(施行の細目)

第7条 [略]

(施行の細目)

第6条 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の教育委員会所管の学校の教員等の特
殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。